

## 仕 様 書

### 1 目的

この業務は、広島市立袋町小学校外3施設における火災、盗難、その他の事故を未然に防止し、施設内の秩序の維持及び施設、設備の保全を図るものであり、その内容は次のとおりとする。

### 2 関係法令等

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

### 3 業務対象施設

広島市立袋町小学校外3施設（別紙のとおり）

（施設名：袋町小学校 袋町児童館 まちづくり市民交流プラザ 袋町小学校地下自転車等駐車場）

（所在地：広島市中区袋町6番36号）

（建築概要：SRC造（一部RC、S造）地下1階 地上6階 延床面積=13,985 m<sup>2</sup>）

### 4 業務内容等

業務内容等については、常駐警備（一部「機械警備」も行う。）とし、別表によるほか、次のとおりとする。

#### (1) 建物内外の巡視及び警戒の方法等

巡視にあたっては、次の事項を確認し、異常があった場合には、適宜処理する。

ア たばこの吸殻等火気の有無

イ 危険物の有無

ウ 水道及びガスの元栓の閉栓

エ 不要電灯の消灯

オ 電気機器の電源の切り忘れ

カ 潜伏者の有無

キ 館内各所の施錠

ク その他警備上必要と認められる事項

(2) 受注者は、施設に警備機器を設置し、警備会社の警備受信装置に結線するものとする。

(3) 受注者は、機械警備期間中、警報機受信装置を中断なく監視するとともに、常に巡回機動警備員並びに宿直している常駐警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。

(4) 受注者は、火災、盗難その他事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められるとき並びに警備受信装置等により異常の発生を知ったときは、直ちに、必要な処置をとるとともに、発注者（広島市、公益財団法人広島市文化財団及び広島県ビルメンテナンス協同組合）（以下「発注者」という。）が指定した者へ連絡し、必要に応じ、関係機関へ通報するものとする。

(5) 警備業務の履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### 5 業務にあたっての留意事項

(1) 施設に常駐する警備員の中に現場責任者を置き、従事するすべての警備員を指揮統率する体制を構築すること。

(2) 警備員は、勤務中服装を正しくし、施設への来訪者に対しては礼儀正しく応対すること。

(3) 警備員の休憩は、指定した場所で行うこと。

- (4) 警備員は、常に受注者名入りの統一した衣服を着用するとともに、身分証明書を携行すること。
- (5) 受注者は、警備機器の正常な機能を維持するために1か月に1回保守点検を行い、その結果を発注者に報告すること。  
また、警備機器等が作動不能となった場合、受注者は、適切な代替措置を講ずるものとする。
- (6) 受注者は、個人情報保護等の取扱いに関する管理規定を整備・保有し、所要の研修を適宜適切に実施し、当該情報の保護及び管理を適正に行うこと。

## 6 鍵の預託

発注者は、警備上必要な鍵等を受注者に預託する。受注者は預託された鍵の管理については、厳重に行うものとする。

## 7 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従事者の住所、氏名等を報告するとともに、その承認を得なければならない。現場責任者及び従事者に変更があったときも同様とする。
- (2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書とし、各年度の4月1日までに、履行年度ごとに作成のうえ、速やかに提出して、それぞれ発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、業務日誌とし、所定の様式により、毎日（休日等の場合には翌日）前日分を施設管理者に提出し確認印を受け、月間の報告書とともに翌月10日までに発注者に提出して確認を受けるものとする。  
ただし、3月分の月報は委託業務完了後、当月分を提出するものとする。
- (4) その他、館内で警備を実施するに当たり発生した苦情及び事故等については、対応した警備員が詳細にメモをとり、現場責任者がすみやかに発注者に対して報告を行う。
- (5) 契約解除及び契約期間満了後は、すみやかに原状に復するものとする。

## 8 検査完了期日(期限)

翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、3月31日を超える場合は、3月31日とする。

## 9 経費の負担等

- (1) 受注者は、警備業務に必要な限りで、警備員の控室等発注者の施設の一部を使用することができるものとする。
- (2) 警備業務を行うために必要な経費のうち、電気料、水道料及びガス料は、発注者の負担とする。
- (3) 打刻鍵は、受注者が指定された場所に設置し、巡回時計は、受注者所有のものを使用する。
- (4) 施設に設置する警備機器（取付費等含む。）、回線使用料等機械警備を行うために必要な費用（維持管理費を含む。）は、全て受注者の負担とする。

## 10 その他

- (1) 警備業務の履行期間の最終日において、他の業者へ業務を引渡す場合には、相互に協力のうえ、トラブルの未然防止を図り、円滑かつ確実な引継ぎを行うものとする。
- (2) この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者並びに受注者で協議のうえ決定するものとする。

<別 表>

<就業日 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで>

区 分	業 務 内 容	就業時間	ポ ス 数
機械警備	警備会社の警備受信装置で間断なく監視	警備機器セット時間帯	
昼間警備	1 出入口開閉 2 出入者監視 3 給食物資搬入時立会（原則、給食実施日の8：20～16：50を除く） 4 外来者の応対 5 建物内外の巡視及び警戒 6 火災及び盗難の防止 7 鍵の受渡し及び保管 8 国旗等の掲揚及び降納 （掲揚：午前6時、降納：午後6時） 9 その他警備上必要な事項	午前5時～午後10時	2ポ ス
夜間警備	1 出入口開閉 2 出入者監視 3 外来者の応対 4 建物内外の巡視及び警戒 5 火災及び盗難の防止 6 電話の管理 7 鍵の受渡し及び保管 6 その他警備上必要な事項	午後10時～午前5時	2ポ ス

巡視回数及び標準巡視時間	
午前5時から 翌朝の午前5時までの間  6回以上	午前5時～ 午前9時～ 午後3時～ 午後5時～ 午後9時～ 午後10時～

## 警備機器

- ・ 設置する警備機器は次のとおりとする。

警備機器	個数	備考
システム送信機	1	
警報制御盤	1	
警備用電源装置	2	
パッシブセンサ（立体警戒）	5 4	
パッシブセンサ（面警戒）	6	
マグネットセンサ	1 1	
シャッタセンサ	1	
警報ベル	1 1	
パトライト	1	

※ 機器のセット及び解除は受注者が行う仕様とする。

- ・ 契約履行期間開始後、施設の一部の箇所について、部分的に警戒区域から除外若しくは警戒区域に加える必要が生じた場合は警備機器の減又は増設を行い、全て受注者の負担において変更工事を行うものとする。
- ・ 事前に防犯診断（現地確認、調査）を行い、適宜適切な警備業務用機械装置を選定し、仕様及び警備業務等について、その内容を記載した書面、警備図面等を提示の上、発注者の了解を得て設置し、警備会社の警備受信装置に結線するものとする。